

茨城県報

号外第54号

昭和63年3月31日

木曜日

目 次

規 則

ページ

- 茨城県県税条例施行規則及び茨城県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則
(税務課) 1
- 茨城県財務規則の一部を改正する規則(出納第一課) 15

規 則

茨城県規則第35号

茨城県県税条例施行規則及び茨城県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和63年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県県税条例施行規則及び茨城県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則

(茨城県県税条例施行規則の一部改正)

第1条 茨城県県税条例施行規則(昭和34年茨城県規則第107号)の一部を次のように改正する。

第32条の2の2第2項を削り、同条第3項中「第1項第1号又は前項」を「前項第1号」に改め、
「又は日本国有鉄道(以下「地方バス事業者等」という。)」を削り、「地方バス事業者等」を「地方
バス事業者」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「又は第
2項」を削り、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

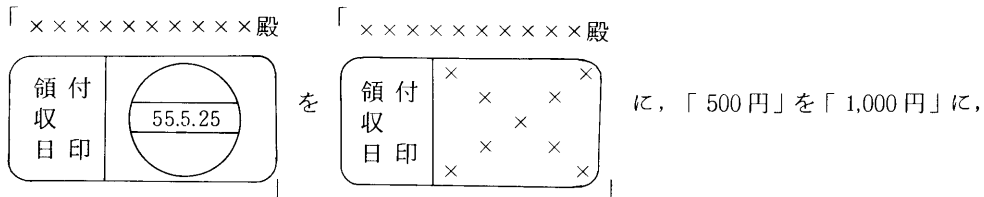
「
第39条の表中 法人の設立等(設立, 解散, 合併, 変更, 廃止)に関
する申告書(条例第40条の3) 様式第61号
」

「
を 県民税利子割特別徴収義務者届出書(条例第39条の9第1項) 様式第60号の2
県民税利子割の更正・決定及び加算金の決定通知並びに納税告 様式第60号の3
知書(条例第39条の10) に,
法人の設立等(設立, 設置, 解散, 合併, 変更, 廃止)に関す 様式第61号
る申告書(条例第40条の3) 』

「条例第40条の9」を「条例第39条の10，第40条の9」に改める。

様式第34号(㍑)から様式第34号(㍻)までの様式中「500円」を「1,000円」に改める。

様式第34号(㍻)中「青わく」を「赤わく」に，「5月21日」を「5月10日」に，



「
○茨城県指定金融機関 常陽銀行本店，支店

○茨城県収納代理金融機関

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 関東銀行の県内本店，支店，東京支店 ・ 茨城相互銀行の県内本店，支店 ・ 足利銀行の県内支店 ・ 第一勧業銀行の県内支店 ・ 富士銀行の県内支店 ・ 三菱銀行の水戸支店 ・ 太陽神戸銀行の県内支店 ・ 東陽相互銀行の県内本店，支店 ・ 日本信託銀行の県内支店 ・ 東邦銀行の県内支店 ・ ときわ相互銀行の県内支店 ・ 中央信託銀行の水戸支店 ・ 東洋信託銀行の水戸支店 ・ 安田信託銀行の水戸支店 ・ 協和銀行土浦支店 ・ 三和銀行の県内支店 ・ 三井銀行の取手支店 ・ 大東相互銀行の水戸支店 ・ 福島相互銀行の水戸支店 ・ 栃木相互銀行の古河支店 ・ 振興相互銀行の水戸支店 ・ 水戸信用金庫の県内本店，支店 ・ 土浦信用金庫の県内本店，支店 ・ 結城信用金庫の県内本店，支店 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜ヶ崎信用金庫の県内本店，支店 ・ 石岡信用金庫の県内本店，支店 ・ 鉾子信用金庫の県内支店 ・ 佐原信用金庫の県内支店 ・ 烏山信用金庫の高鈴支店 ・ 茨城県信用組合の本店，支店 ・ 日立信用組合の本店，支店 ・ 茨城中央信用組合の本店，支店 ・ 勝田信用組合の本店，支店 ・ 大子信用組合 ・ 朝銀茨城信用組合の本店，支店 ・ 茨城商銀信用組合 ・ 商工組合中央金庫水戸支店 を ・ 茨城県労働金庫の県内本店，支店 ・ 茨城県信用農業協同組合連合会 ・ 県内の農業協同組合 ・ 茨城県信用漁業協同組合連合会 ・ 平潟漁業協同組合 ・ 大津漁業協同組合 ・ 磯崎漁業協同組合 ・ 大洗町漁業協同組合 ・ 波崎漁業協同組合 ・ 出島村漁業協同組合 |
|---|--|

○県税事務所

○県内の郵便局

○市役所，町村役場（取り扱わない市町村があります）

」

「

○茨城県指定金融機関

常陽銀行本店，支店

○茨城県収納代理金融機関

- | | |
|------------------------------|----------------------------|
| ・銀行の県内本店，支店
(関東銀行東京支店を含む) | ・茨城県信用農業協同組合連合会 |
| ・相互銀行の県内本店，支店 | ・県内の農業協同組合 |
| ・信用金庫の県内本店，支店 | ・茨城県信用漁業協同組合連合会 |
| ・信用組合の本店，支店 | ・平潟・大津・磯崎・大洗町 波崎・出島村漁業協同組合 |
| ・商工組合中央金庫の県内支店 | に改める。 |
| ・茨城県労働金庫の本店，支店 | |

○県税事務所

○県内の郵便局

○市役所，町村役場（取り扱わない市町村があります。）

」

様式第34号(㍑)から様式第35号(㍑)まで及び様式第35号(㍑)の様式中「500円」を「1,000円」に改める。

様式第60号の次に次の2様式を加える。

様式第60号の2

昭和 年 月 日

県税事務所長殿

（特別徴収義務者）

所在地

名 称

印

県民税利子割特別徴収義務者届出書

届 出 事 由 ①		1 新設 3 廃止		2 異動 4 利子等の種類の変更							
新 設 等 年 月 日 ②		年 月 日		〔異動事由〕 ③							
茨 城 県 内 の 営 業 所 等 ④	所在地	〒									
	名 称	電話番号 ()									
特別徴収義務者番号 ⑤		:	-	:	:						
利 子 割 の 納 入 方 法 ⑥	1 店舗ごとに納入する 場合の利子等の種類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		11	12	13	14	15	16	17			
	2 本店等にて一括納入 する場合の利子等の 種類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		11	12	13	14	15	16	17			
	3 (一括納 入の事務 を行う) 営業所等	所在地		〒							
	名 称			電話番号 ()							
特別徴収義務者番号		:	-	:	:	:	-	:	:	:	

（備考）

〔記載要領〕

- 1 この届出書は、店舗の新設、異動、廃止及び利子等の種類の変更があった場合に提出すること。
- 2 記入方法

区 分	記 入 欄	記 入 内 容	新 設	異 動	廃 止	利種 子別 等の変 更
①	届出事由	該当に○	○	○	○	○
②	新設等年月日	種類の変更の場合は納入開始年月日を記入	○	○	○	○
③	異動事由	店舗の所在地、名称等が変更の場合に記入	—	○	—	—
④	特別徴収義務者	店舗の所在地、名称を記入	○	○	○	○
⑤	特別徴収義務者番号	金融機関コード4桁、店舗コード3桁のみを記入	○	○	○	○
⑥	利子割の納入方法	納入方法別に利子等の種類を記入	○	—	—	○

注 ○… 記入する。— … 記入不要。

- 3 「利子等の種類」は、その店舗で納入する利子等の種類を次により選択し、該当の番号に○をつけること。

- | | |
|---------------------|------------------------|
| 1 公社債利子 | 10 証券投資信託の収益の分配 |
| 2 銀行預金利子 | 11 国外証券投資信託の収益の分配 |
| 3 銀行以外の金融機関の預貯金利子 | 12 定期積金の給付補てん金 |
| 4 勤務先預金等の利子 | 13 相互掛金の給付補てん金 |
| 5 合同運用信託の収益の分配 | 14 抵当証券の利息 |
| 6 公社債投資信託の収益の分配 | 15 貴金属の売戻し条件付売買の利益 |
| 7 郵便貯金利子 | 16 外貨建預貯金等の為替差益 |
| 8 国外公社債の利子等 | 17 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益 |
| 9 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益 | |

様式第60号の3

税第 号

県民税利子割の更正・決定及び加算金の決定通知並びに納税告知書

特別徴収義務者	特別徴収義務者番号				
	名 称				
	所 在 地				
区 分		年 月 分	年 月 分	年 月 分	計
税 額	更 正 ・ 決 定 額 ①	円	円	円	円
	既に納入又は還付の確定した税額又は金額 ②				
	差 引 (①-②) ③				
加 算 金 額	過 少 申 告 加 算 金 額 ④				
	不 申 告 加 算 金 額 ⑤				
	重 加 算 金 額 ⑥				
更正・決定により納付すべき金額 (③+④+⑤+⑥)					

地方税法第20条の9の3，第71条の11，第71条の14及び第71条の15の規定により，上記のとおり更正決定しましたから通知します。
加算金決定

なお，更正・決定（加算金決定）により納付すべき金額及び延滞金は，昭和 年 月 日までに別紙納付書により納付してください。

昭和 年 月 日

県 税 事 務 所 長 ㊤

（教示）

この処分について不服があるときは，この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により茨城県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は，当県税事務所を経由して提出するようにしてください。

なお，審査請求書は正副2通を提出しなければなりません。

様式第61号を次のように改める。

様式第61号

法人の設立等（設立，設置，解散，合併，変更，廃止）に関する申告書

受付印 昭和 年 月 日提出 殿		法人番号		
		ふりがな		
		法人名		
		本店所在地	〒	番
		ふりがな		
		代表者氏名印	印	
区 分		新（設立，設置，変更後）		旧（変更前）
ふりがな				
法人名				
ふりがな				
本店所在地		〒	番	〒 番
法人等代表者		ふりがな	ふりがな	
		氏 名	氏 名	
住民税，事業税の申告書の送付先が本店と異なる場合の送付先住所		ふりがな	ふりがな	
		〒	番	
関住 与所 税氏 理氏 士名	県内	所在地	従業員数	従業員数
		名称	人	人
	事務所等	所在地	従業員数	従業員数
		名称	人	人
事業の種類				
資本又は出資の金額		円		円
資本積立金額		円		円
事業年度		月 日から 月 日まで		月 日から 月 日まで
事業開始（設置）廃止年月日		開始（設置）廃止 年 月 日		
設立，解散，合併又は 変更登記年月日		設立・解散 合併・変更 年 月 日		
事務所等が（本店を含む。） 設置されている都道府県数		1 本県のみ 2 二都道府県 3 三都道府県以上		
添付書類 登記簿謄本及び定款の写し各1通（変更の場合は変更事由に係るもの）				

※ 変更の場合は，変更部分のみを新旧欄に記載してください。

様式第62号中 $\frac{\text{「税率」}}{5}$ を $\frac{\text{「税率」}}{10}$ に, $\frac{\text{「10」}}{100}$ を $\frac{\text{「15」}}{100}$ に, $\frac{\text{「30」}}{100}$ を $\frac{\text{「35」}}{100}$ に, $\frac{\text{「35」}}{100}$ を

「40

—— に, 「500円」を「1,000円」に改める。
100」

様式第63号中「個人事業税課税免除申請書」を「個人事業税減免申請書」に, 「課税免除」を「減免」に, 「課税免除申請」を「減免申請」に改める。

様式第68号中「165 m^2 」を「200 m^2 」に, 「50坪」を「60坪」に, 「109,000円」を「117,000円」に, 「87,000円」を「109,000円」に改める。

様式第84号中 $\frac{\text{「率」}}{5}$ を $\frac{\text{「率」}}{10}$ に, 「500円」を「1,000円」に改める。
100」

様式第107号の2つ中「500円」を「1,000円」に改める。

様式第109号を次のように改める。

様式第109号

自動車税・自動車取得税 申告書(報告書)

受付印

県票コード
02

登録番号		取得年月日		(申告事由)		(取得原因)		(用途)		(特別)	
陸	支	車	種	号	1. 新車新設登録	6. 登録番号変更登録	1. 売買	1. 乗用	1. 乗用	1. 普通車	1. 新車
水	戸	1			2. 中古車新設登録	7. 住所、氏名、定置場の変更登録	2. 贈与	2. 貨物	2. 貨物	2. 小型車	2. 中古車
土	井	2			3. 県内間の所有権移転登録	8. 構造変更による変更登録	3. 相続	3. 貨客兼用	3. 貨客兼用	3. 小型車	3. 営業用
土	井	3			4. 他県からの転入による所有権移転登録	9. その他	4. 法人の合併・分割	4. けん引車	4. けん引車	4. 小型車	4. 営業用
浦	も	4			5. 他県からの転入による変更登録		5. 譲渡担保	5. けん引車	5. けん引車	5. 小型車	5. 営業用
浦	も	5									
浦	も	6									
浦	も	7									
浦	も	8									
浦	も	9									
浦	も	10									
浦	も	11									
浦	も	12									
浦	も	13									
浦	も	14									
浦	も	15									
浦	も	16									
浦	も	17									
浦	も	18									
浦	も	19									
浦	も	20									
浦	も	21									
浦	も	22									
浦	も	23									
浦	も	24									
浦	も	25									
浦	も	26									
浦	も	27									
浦	も	28									
浦	も	29									
浦	も	30									
浦	も	31									
浦	も	32									
浦	も	33									
浦	も	34									
浦	も	35									
浦	も	36									
浦	も	37									
浦	も	38									
浦	も	39									
浦	も	40									
浦	も	41									
浦	も	42									
浦	も	43									
浦	も	44									
浦	も	45									
浦	も	46									
浦	も	47									
浦	も	48									
浦	も	49									
浦	も	50									
浦	も	51									
浦	も	52									
浦	も	53									
浦	も	54									
浦	も	55									
浦	も	56									
浦	も	57									
浦	も	58									
浦	も	59									
浦	も	60									
浦	も	61									
浦	も	62									
浦	も	63									
浦	も	64									
浦	も	65									
浦	も	66									
浦	も	67									
浦	も	68									
浦	も	69									
浦	も	70									
浦	も	71									
浦	も	72									
浦	も	73									
浦	も	74									
浦	も	75									
浦	も	76									
浦	も	77									
浦	も	78									
浦	も	79									
浦	も	80									
浦	も	81									
浦	も	82									
浦	も	83									
浦	も	84									
浦	も	85									
浦	も	86									
浦	も	87									
浦	も	88									
浦	も	89									
浦	も	90									
浦	も	91									
浦	も	92									
浦	も	93									
浦	も	94									
浦	も	95									
浦	も	96									
浦	も	97									
浦	も	98									
浦	も	99									
浦	も	100									

1 水戸 2 常陸太田 3 高萩 4 麻生 5 江戸崎 6 土浦 7 下館 8 境

◎納税義務者が大切に保管してください。

自動車税・自動車取得税
申告書 受付 証

自動車登録番号

水戸

土浦

茨

納税者住所氏名

証紙代金払込額

自動車取得税

自動車税

合計

証紙代金払込済印

様式第110号の3中「老人援後課」を「高齢福祉課」に改める。

様式第110号の4を次のように改める。

様式第110号の4

自動車税の減免対象バス車両等の認定申請書

(生活路線バス用)

昭和 年 月 日

茨城県 県税事務所長 殿

住 所

氏名(名称)

印

標記のことについて、昭和 年度分の自動車税を減免されたく下記のとおり申請致します。

記

- 1 減免対象バス車両の総数 両
- 2 減免対象バス車両の指定等

順位	登録番号	乗車定員	4月1日から4月7日までににおける		代替路線 走行率 ②/①	当該車両 の主たる 定置場
			当該車両の全 走行キロ数①	①のうち代替路 線走行キロ数②		
1		人	km	km	%	
2						
3						
4						
5						
⋮						

3 運行系統別年間走行キロ数等

期間 自 昭和 年 月 日
至 昭和 年 月 日

運 行 系統名	起 点	終 点	免許キロ数	左のうち県 内の免許キ ロ数 ①	1日の 運行回 数 ②	年間運 行日数 ③	年間走行キロ数 ①×②×③×2
			km	km	回	日	km
⋮							
計							

注 休日、運休等については控除すること。

様式第110号の4の2を次のように改める。

様式第110号の4の2

自動車税の減免対象バス車両等の認定申請書
(廃止路線代替バス用)

昭和 年 月 日

茨城県 県税事務所長 殿

住 所

氏名(名称)

印

標記のことについて、昭和 年度分の自動車税を減免されたく下記のとおり申請致します。

記

1 減免対象バス車両の総数 両

2 減免対象バス車両の指定等

順位	登録番号	乗車定員	4月1日から4月7日までににおける		生活路線 走行率 ②/①	当該車両 の主たる 定置場
			当該車両の全 走行キロ数①	①のうち生活路 線走行キロ数②		
1		人	km	km	%	
2						
3						
4						
5						
⋮						

3 代替路線に係る運行系統別年間走行キロ数

期間 自 昭和 年 月 日
至 昭和 年 月 日

運 行 系統名	起 点	終 点	免許キロ数	左のうち県 内の免許キ ロ数 ①	1日の 運行回 数 ②	年間運 行日数 ③	年間走行キロ数 ①×②×③×2
			km	km	回	日	km
⋮							
計							

注 休日、運休等については控除すること。

4 代替路線運行バスの年間全走行キロ数

期間 自 昭和 年 月 日
至 昭和 年 月 日

登 録 番 号	補助対象期間における全走行キロ数 ①	年 間 走 行 キ ロ 数 ① × ②
	km	km
⋮		
計		

様式第110号の5を次のように改める。

様式第110号の5

税 第 号

昭和 年 月 日

〒

住 所

氏 名

殿

茨城県

県税事務所長 印

自動車税
自動車取得税 減免（減額）に関する決定通知書

昭和 年 月 日付をもって申請のありました上記のことについて、下記のとおり決定したので通知します。

記

第70条第1項
茨城県県税条例 第102条の12第1項 の規定に該当するから減免（減額）する。
第102条の12の2第1項

申請を認めない。（理由

登録番号		車 種	
昭和 年度	自動車税 自動車取得税	納税通知書番号	
自動車税	当 初 課 税 額	円	
	減 免 す る 税 額	円	
	納 付 す べ き 額	円	
自動車取得税	申 告 税 額	円	
	減 免 す る 税 額	円	
	納 付 す べ き 額	円	

（教示）

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日から60日以内に行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により、茨城県知事に審査請求することができます。審査請求することができます。審査請求書は当県税事務所を経由して提出するようにしてください。

なお、審査請求書は正副2通を提出しなければなりません。

様式第113号中「8,750円」を「8,700円」に、「3,850円」を「3,800円」に、「2,250円」を「2,200円」に、「1,650円」を「1,600円」に改める。

様式第114号の3を次のように改める。

長務所 殿

証紙代金払込済印

◎納税義務者が大切に保管してください。

様式第114号の8中「更正決定」を「更正・決定」に、「課税標準額・税額」を「課税標準額、税額」に「500円」を「1,000円」に改める。

様式第126号の2中「 $(\text{カ}) \times 5/100$ 」を「 $(\text{カ}) \times 10/100$ 」に、「500円」を「1,000円」に改める。
(茨城県核燃料税条例施行規則の一部改正)

第2条 茨城県核燃料税条例施行規則(昭和58年茨城県規則第51号)の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第3号中「500円」を「1,000円」に改める。

付 則

- 1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の茨城県県税条例施行規則及び茨城県核燃料税条例施行規則の規定により現に使用中の用紙については、その残部を限度として所要の補正を行い使用することができる。

茨城県規則第36号

茨城県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和63年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県財務規則の一部を改正する規則

茨城県財務規則(昭和44年茨城県規則第12号)の一部を次のように改正する。

目次中「第141条」を「第140条の2」に改める。

第7章第5節中第141条の前に次の1条を加える。

(契約の締結)

第140条の2 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して5日以内に知事等と契約を締結しなければならない。ただし、知事等がやむを得ない理由があると認めた場合は、その期間を延長することができる。

2 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、落札の決定はその効力を失う。

3 前2項の規定は、随意契約による場合について準用する。この場合において、第1項及び前項中「落札者」とあるのは「随意契約の相手方として決定された者」と、第1項中「落札の」とあるのは「当該決定の」と、前項中「落札の決定」とあるのは「当該決定」と読み替えるものとする。

第141号各号列記以外の部分を次のように改める。

知事等は、契約しようとするとき(次条第1項各号に該当するときを除く。)は、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成し、設計書又は仕様書を要するものについては、これを添付しなければならない。ただし、当該契約の性質又は目的により該当のない事項については、その記載を省略することができる。

第141条第4号中「履行期限」の次に「又は履行期間」を加える。

第148条中「期間の」を「履行期間の」に改める。

第150条第2項中「契約履行期限又は期間内」を「契約の履行期限又は履行期間内」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(遅延利息)

第150条の2 知事等は、契約の相手方が契約の履行期限又は期間内に契約を履行しないとき(天災その他避けることのできない理由により契約の履行期限又は履行期間内に契約の履行ができないと知事等が認めるときを除く。)は、契約の定めるところにより、遅延日数に応じ契約金額又は未履行部分に相当する金額に年8.25パーセントの割合で計算して得た額に相当する金額を遅延利息として徴収することができる。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるときはその全額を切り捨てるものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

2 前項の遅延利息は、契約の相手方に対して支払うべき代金又は第146条第2項の規定により還付すべき契約保証金と相殺し、なお不足があるときは追徴するものとする。

3 第1項の遅延日数は、履行期限又は履行期間の末日の翌日から起算して履行完了の確認の日までの期間について算定する。ただし、課長、公所長又は検査員が約定の時期までに検査を完了しないときは、その時期を経過した日から検査を完了した日までの日数は、これを算入しない。

別表第7中

「第111号(その1) 契約書
第111号(その2) 契約書(物品売買用)」第141条を「第111号 契約書(物品購入用) 第141条」に改める。

様式第37号を次のように改める。

様式第37号

様式 第37号	現 金 出 納 カ ー ド						年度	会 計 別	一 般 別		No	No
	月日	摘 要	受	払	残	確認印			特 別	般 別		
○ (本庁用) (公所用)	・		円	円	円		・		円	円	円	
	・						・					
	・						・					
	・						・					
	・						・					
	・						・					
	・						・					
	・						・					
	・						・					
	・						・					
○ 茨 城 県 B 5	・						・					
	・						・					
	・						・					
	・						・					
	・						・					
	・						・					
	・						・					
	・						・					
	・						・					
	・						・					

備考 1 このカードは、総括及び会計ごとに口座を設けること。
2 月計、累計を記載すること。

様式第111号(その1)を削る。

様式第111号(その2)を次のように改める。

様式第111号

収入
印紙[㊞]

物 品 売 買 契 約 書

1 品 名

2 規格(型式)

3 数 量

4 契 約 金 額 金 円

5 納 入 期 限 年 月 日

6 納 入 場 所

7 契 約 保 証 金

買主茨城県(以下「甲」という。)と売主(以下「乙」という。)とは、上記物品について、次の条項により売買契約を締結する。

第1条 乙は、甲の示す仕様書及び図面又は見本に基づいて、頭書の納入期限内に物品を納入しなければならない。

2 乙は、仕様書及び図面又は契約条件に明示されていない事項でも、物品の納入に当然必要なものは、甲の指示によらなければならない。

第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、納品書正副2通を提出し、物品について検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の規定による納品書を受理したときは、日以内に乙の立会いを求めて検査を行わなければならない。

3 検査に要する費用及び検査のために変質し、消耗し、又は損傷した物品の修繕等の費用は、すべて乙の負担とする。

4 乙は、第1項の検査に立会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。

第3条 乙は、納入する物品が不良のため、前条第2項の検査に合格しなかったときは、遅滞なく、これを手直しし、補強し、又は取り替えて検査を受けなければならない。ただし、その不良の程度が軽微で、甲が使用するのに支障がないと認めるときは、甲は、契約金額を相当額減価して、乙に納入させることができる。

第4条 甲は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。

第5条 前条の引渡し前に生じた物品の亡失、き損等の損失は、すべて乙の負担とする。

第6条 乙は、納入した物品に隠れたかしがあつたときは、この契約を履行した日から1年間は、これを無償で手直しし、補強し、又は良品と取り替えなければならない。

2 乙は、甲に対して前項に規定するかしにより生じた損害を賠償しなければならない。

第7条 甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適正な支払請求書を受理した日から
日以内に契約金額を支払うものとする。

第8条 乙は、甲の求めにより物品の数量を分割して納入したときは、甲に既納部分の範囲内において代金を請求することができる。

第9条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により契約の履行期限内に物品を納入することが困難になったときは、遅滞なく、その事由及び延期日数等を記載した納入期限延期願を甲に提出しなければならない。

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないとき又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。
- (3) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。
- (4) 乙又はその代理人が、この契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、乙から契約金額又は未履行部分に相当する金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収することができる。

3 甲は、第1項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、これを賠償するものとする。

4 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代金を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。

5 甲は、第1項又は第3項の規定により契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

第11条 乙は、納入期限内に物品を納入しないときは、契約金額又は未履行部分に相当する金額につき遅延日数に応じて年8.25パーセントの割合で計算した額を遅延賠償として甲に納めなければならない。この場合において、遅延賠償の額が100円未満であるときはその全額を切り捨てるものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

2 乙は、第3条の手直し、補強又は取り替えが納入期限後にわたるときは、前項の規定に基づき遅延賠償を納めなければならない。

3 前2項の遅延賠償徴収日数の計算については、検査に要した日数は、遅延日数に算入しないものとする。

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲(買主(知事等)) 住所

職氏名印

乙(売主)

住所

氏名印



印

付 則

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
休日の場合は繰下発行（金 2, 0 0 0 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)